

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

施設名称(介護予防含む)	短期入所生活介護事業所へさか福寿苑(特別養護老人ホーム へさか福寿苑併設)		
	短期入所生活介護事業所へさか福寿苑(特別養護老人ホーム へさか福寿苑空床併設)		
介護保険指定番号	短期入所生活介護(広島市3470105309号)		
	空床利用型短期入所生活介護(広島市3470105226号)		
所在地	広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号		
電話番号	082-220-2110	FAX番号	082-220-2128
管理者	尼崎 徹郎		

2. 事業所の職員体制

	常勤		非常勤		計
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			1名
医師				1名(嘱託)	1名
相談員	1名				1名
管理栄養士	2名				2名
介護支援専門員	1名				1名
看護職員	3名		4名		7名
訓練士	1名				1名
介護職員	9名		1名		10名

3. 事業所の設備概要

定員	16名(併設型)及び空床利用型にあつては特別養護老人ホームへさか福寿苑定員82名以内		
居室	1人部屋	16室	13.2㎡以上
食堂兼リビング	2室		
医務室	1室		
浴室	一般浴槽(ユニット内個浴、展望浴場)とユニット内リフト浴槽・特殊浴槽があります		

4. 事業所のサービスの内容

食事	<p>栄養士の立てる献立により、バラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。)</p> <p>食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。(食事時間)</p> <p>朝食8:00~9:00 昼食12:00~13:00 夕食17:30~18:30</p>
入浴	<p>週2回の入浴または清拭を行います。</p> <p>寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。</p>
排泄	<p>利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。</p>
整容	<p>適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>シーツ交換は週1回、実施します。</p>
健康管理	<p>健康管理に努めますが、緊急等必要な場合には主治医等に責任を持って引き継ぎます。</p>
相談及び援助	<p>利用者およびそのご家族からの相談については、誠意をもって応じます。</p>
行事・レクリエーション	<p>施設行事計画に沿って行事・レクリエーションを企画します。</p>
事業(送迎)実施区域	<p>広島市(佐伯区湯来町除く)、府中町、海田町、坂町</p>

5. 施設利用に当たっての留意事項

面会	面会者は、その都度面会簿に記入してください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と予定時間を職員に申し出てください。なお、外出・外泊簿に記入して下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒	飲酒はできません。職員に申し出てください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対して迷惑になる宗教活動および政治活動等のご遠慮ください。
動物飼育	施設内への動物の持ち込みおよび飼育はお断りします。

6. サービス料金

(1) 基本料金

① 施設利用料 (参考 甲地 1単位10.55円)

要介護度	1日あたりの単位数
要支援1	529単位
要支援2	656単位
要介護1	704単位
要介護2	772単位
要介護3	847単位
要介護4	918単位
要介護5	987単位

その他の加算内容			
送迎加算(片道)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜間職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
184 単位	6単位	18単位	その月の所定単位数に13.6%を乗じて算定

※介護保険のサービスを利用した場合、利用料はかかった費用の1割が負担となります。
(利用者によりまして、2割または3割負担となることもあります)

※ご利用状況によって加算内容は異なります。

② 理美容費

理髪店による理髪サービスをご利用いただけます。(実施日は理髪店指定)

③ 行事・レクリエーション及び教養娯楽設備の費用

レクリエーションにかかる材料費、交通費、特別行事食(仕出し弁当)等 実費

④ その他

・日用品の費用は自己負担となります。

例:ティッシュペーパー、歯ブラシ、髭剃り用剃刀、電池、クリーニング代等

(2) 居住費、食費基本料金 ※別紙利用料金表による。

(3) 減免制度

① 被爆者に対する公費助成制度

② 低所得者に対する食費及び、滞在費の負担額軽減制度(介護保険負担限度額認定証)

④ 高額介護サービス費等がありますのでご相談ください。

7. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用後に請求書を発行いたしますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

請求書の発行は、月末締め翌月15日以降になります。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、下記のいずれかとなります。

窓口現金払い
利用者指定口座から自動引落(毎月27日) (引落手数料がかかります)
事業所指定口座への振込 (振込手数料がかかります)

※上記いずれかに○をしてください。

※自動引落の場合、27日が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日となります。

※ご利用料をお振込のさいは、ご利用者様名でお振込をお願いいたします。

8. キャンセル料

(1) サービスの利用の中止をする際は、すみやかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先(電話番号)082-220-2110

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

(3) キャンセル料は、つぎのとおりです。

時期	キャンセル料	備考
サービス利用の前々日まで	なし	
サービス利用の前日まで	利用者負担の内利用初日の食材料費	6. (2)により計算します
サービス利用当日	利用者負担の内2日目までの食材料費	

但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(4) 利用中の中止

- ① 利用者が、途中退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

10. サービスの終了について

(1) 利用者が短期入所生活介護サービスの中止を希望する場合

(2) 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所された場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 死亡された場合
- ④ 長期入院等で1年以上の利用がない場合

11. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 事業所および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知れた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、個人情報使用同意書を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を定期的実施するものとする。

(2) 施設長を責任者とし、多職種からなる「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等定期的開催すると共に、検討内容を従業者に周知徹底する。

13. 身体拘束の禁止に関する事項

(1) 事業所は、施設サービス等の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

(2) 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

1. 利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い事。
2. 身体的拘束等を行う以外に当該利用者の生命又は身体を保護するための手段がない事。

3. 身体拘束等が一時的なものであること。
- (3) 施設長を責任者とし、多職種からなる「身体拘束禁止委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、検討内容を従業者に周知徹底する。
- (4) 事業所は、身体拘束等を行う場合は、委員会で判断し、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。

14. 情報の開示

利用者個人に関する記録は、本人又は本書に署名された家族の了解を元にいつでも閲覧できます。複写物が必要な場合は実費を負担していただきます。(1枚につき 10円)

15. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

16. 損害賠償

サービスの提供に当って、万一の事故発生に備えて事業所において、損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し、利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対してして損害賠償保険等を利用して賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

17. 非常災害対策

非常時の対応	「社会福祉法人かきつばた福祉会 へさか福寿苑 消防計画」により対応をします。			
平常時の訓練等	「社会福祉法人かきつばた福祉会 へさか福寿苑 消防計画」により、年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
(特別養護老人ホームと共通)	スプリンクラー	あり	非常通報装置	1個所
	特別避難階段	3箇所	非常放送設備	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	誘導灯	個所	非常用発電装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり		
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	山内 美代子			

18. サービス提供に関する相談・苦情

(1) 苦情解決のための基本姿勢

短期入所生活介護サービス利用者等から苦情の申し出があった場合は、利用者の人格、人権を尊重し、個人のプライバシーを守り、利用者、社会福祉法人かきつばた福祉会の双方にとって意義あるものとなるよう、迅速、丁寧に、社会性・客観性を確保した苦情解決を図るものとします。

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は来苑、電話、書面などにより受け付けします。

② 苦情解決のための話し合い

苦情申出人とサービス担当責任者と苦情解決責任者で、話し合いの場をもち、誠意をもって苦情解決に努めます。

③ 苦情解決の記録・保管

苦情解決・改善措置までの経過と結果について記録、保管します。

(3) 苦情解決体制

①相談・苦情窓口

相談受付窓口 : 当苑 相談員 堂原 由美

②苦情解決責任者

苦情解決責任者 : 当苑 施設長 尼崎 徹郎

③第三者委員

戸坂学区社会福祉協議会副会長 : 山中 春記 東区戸坂出江二丁目10-18 電話番号 082-229-0625
: 豊嶋 豊子 東区戸坂南二丁目1-3-103 電話番号 082-229-6518

④連絡先

広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号

電話番号 082-220-2110 (FAX 082-220-2128)

⑤受付時間

9:00~17:00

(4) その他

当施設以外に、区役所にての相談・苦情窓口等でも受け付けています。

広島市各区役所 健康長寿課介護保険係

国民健康保険団体連合会

広島県社会福祉協議会

短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号
法人名 社会福祉法人 かきつばた福社会
代表者名 理事長 油井 俊昭
事業所名 短期入所生活介護 へさか福寿苑
(空床利用にあつては、特別養護老人ホームへさか福寿苑)
説明者 氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護介護についての重要事項の説明を受けました。

これに同意し、短期入所生活介護の利用を申し込みます。

利用者 住所 _____
氏名 _____
利用者の家族 住所 _____
氏名 _____
続柄 _____

利用者からの相談・苦情・事故発生時の対応について

事業所名称	ショートステイ へさか福寿苑
申請サービス種類	指定短期入所生活介護

措置の概要

1. 利用者からの相談又は・苦情・事故に関する常設の窓口(連絡先)・担当者の設置
 窓口・・・特別養護老人ホーム へさか福寿苑
 責任者：施設長 尼崎 徹郎 担当者：相談員 堂原 由美
 TEL082-220-2110
 FAX082-220-2128

2. 円滑かつ迅速に相談・苦情・事故苦情処理を行うための処理体制・手順

```

graph TD
    User[利用者] -- "相談・苦情・事故" --> Facility[ショートステイへさか福寿苑]
    Facility -- "報告" --> ThirdParty[第三者委員  
戸坂学区社会福祉協議会副会長  
山中 春記  
電話番号 229-0625  
豊嶋 豊子  
電話番号 229-6518]
    Facility -- "報告" --> SpecialNursing[特別養護老人ホームへさか福寿苑  
苦情事故対策・実務委員会]
    Facility -- "報告" --> HomeCare[居宅介護支援事業所  
担当]
    Facility -- "報告" --> LocalGov[市・区・町・村]
    ThirdParty -- "助言" --> User
    ThirdParty -- "助言" --> Facility
    SpecialNursing -- "助言" --> Facility
    SpecialNursing -- "報告" --> ThirdParty
    HomeCare -- "調査・指導" --> Facility
    HomeCare -- "内容により改善要望" --> Facility
    LocalGov -- "報告" --> HomeCare
    
```

3. 相談・苦情・事故時の対応方針

利用者の相談・苦情・事故内容を確認し管理者へ報告
 指示を仰ぎ緊急対応と同時にへさか福寿苑苦情対策委員会・居宅介護支援事業所へ報告。

(相談・事故・苦情内容)

ショートステイへさか福寿苑・居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員及び第三者委員へ報告し助言を受けて今後の改善及び対策を立てる。(場合により利用者のご家族も参加していただく)

サービス内容の変更・サービス事業者の変更・損害賠償については指定短期入所生活介護サービス契約書をご参照下さい。

以上で得た対策を利用者に伝える。

利用者の了解を取りサービスを開始。また了解が得られない場合は利用者又はご家族も参加していただき再度会議にて検討を行う。最終的に行政に報告する。

【契約書付属】

契約変更・更新合意欄

【第 回変更・更新】

本件契約の内容又は期間を次のとおり【変更・更新】します（しました）。

<input type="checkbox"/> 変更の場合	変更の内容： 別紙の扱い：
<input type="checkbox"/> 更新の場合	新たな有効期間： 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

(利用者) 氏名 _____

(代理人・立会人) (該当する場合)

氏名 _____

(事業者) 事業者名 _____

代表者名 _____

【第 回変更・更新】

本件契約の内容又は期間を次のとおり【変更・更新】します（しました）。

<input type="checkbox"/> 変更の場合	変更の内容： 別紙の扱い：
<input type="checkbox"/> 更新の場合	新たな有効期間： 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

(利用者) 氏名 _____

(代理人・立会人) (該当する場合)

氏名 _____

(事業者) 事業者名 _____

代表者名 _____

短期入所生活介護へさか福寿苑（空所利用）ご利用料金概算一覧表

※介護保険給付の対象費用 5級地 1単位/10.55円

令和6年8月

区分	項目	ご利用者負担額（1割負担の場合）						
		負担額（円/日）	サービス費単位	サービス費円	居住費	食費	1日あたり	1ヶ月あたり（30日）
併設型ユニット型短期入所生活介護費（ユニット型個室）	要支援1	1	529/日	558円/日	880円/日	300円/日	1,678円/日	15,642円/月9日利用
		2			880円/日	600円/日	1,978円/日	18,342円/月9日利用
		3 ①			1,370円/日	1,000円/日	2,868円/日	26,352円/月9日利用
		3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,168円/日	29,052円/月9日利用
		4			2,400円/日	1,500円/日	4,458円/日	40,122円/月9日利用
	要支援2	1	656/日	692円/日	880円/日	300円/日	1,812円/日	29,952円/月16日利用
		2			880円/日	600円/日	2,112円/日	34,752円/月16日利用
		3 ①			1,370円/日	1,000円/日	3,002円/日	48,992円/月16日利用
		3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,302円/日	53,792円/月16日利用
		4			2,400円/日	1,500円/日	4,592円/日	73,472円/月16日利用
	要介護1	1	704/日	743円/日	880円/日	300円/日	1,863円/日	46,092円/月23日利用
		2			880円/日	600円/日	2,163円/日	53,292円/月23日利用
		3 ①			1,370円/日	1,000円/日	3,053円/日	74,652円/月23日利用
		3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,353円/日	81,852円/月23日利用
		4			2,400円/日	1,500円/日	4,643円/日	111,432円/月23日利用
	要介護2	1	772/日	815円/日	880円/日	300円/日	1,935円/日	51,810円/月25日利用
		2			880円/日	600円/日	2,235円/日	59,610円/月25日利用
		3 ①			1,370円/日	1,000円/日	3,125円/日	82,750円/月25日利用
		3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,425円/日	90,550円/月25日利用
		4			2,400円/日	1,500円/日	4,715円/日	122,590円/月25日利用
要介護3	1	847/日	894円/日	880円/日	300円/日	2,014円/日	62,220円/月	
	2			880円/日	600円/日	2,314円/日	71,220円/月	
	3 ①			1,370円/日	1,000円/日	3,204円/日	97,920円/月	
	3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,504円/日	106,920円/月	
	4			2,400円/日	1,500円/日	4,794円/日	143,820円/月	
要介護4	1	918/日	969円/日	880円/日	300円/日	2,089円/日	64,470円/月	
	2			880円/日	600円/日	2,389円/日	73,470円/月	
	3 ①			1,370円/日	1,000円/日	3,279円/日	100,170円/月	
	3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,579円/日	109,170円/月	
	4			2,400円/日	1,500円/日	4,869円/日	146,070円/月	
要介護5	1	987/日	1,042円/日	880円/日	300円/日	2,162円/日	66,660円/月	
	2			880円/日	600円/日	2,462円/日	75,660円/月	
	3 ①			1,370円/日	1,000円/日	3,352円/日	102,360円/月	
	3 ②			1,370円/日	1,300円/日	3,652円/日	111,360円/月	
	4			2,400円/日	1,500円/日	4,942円/日	148,260円/月	
その他の加算	送迎加算（片道）（介護予防あり）					184単位/片道	195円/片道	送迎回数による
	サービス提供体制加算（Ⅲ）（介護予防あり）					6単位/日	6円/日	180円/月
	夜勤職員配置加算Ⅱ					18単位/日	19円/日	570円/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）					加算率13.6%	その月の所定単位数に加算率を乗じて算定	

※所得に応じて、介護保険給付費のご本人負担割合が1割～3割になります。

※介護保険給付の対象外費用

利用者負担段階	居住費（全室個室）	食費	備考
第1段階	880円/日	300円/日	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	880円/日	600円/日	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階①	1,370円/日	1,000円/日	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下
第3段階②	1,370円/日	1,300円/日	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額+合計所得金額が120万円超
第4段階	2,400円/日	1,500円/日	市町村民税本人非課税・世帯課税 市町村民税本人課税者
その他の費用	日常生活品費	実費	石鹸、電池、歯ブラシ（スポンジ含む）、ティッシュ、歯磨き粉、ポリデント他
	娯楽教養費	実費	個人用新聞代
	家電持ち込み電気料	30円/日	電気毛布、ラジオ、電気アンカ、パソコン他
	電話機貸出	20円/回	事務所又はリビングの電話をご利用時
	理美容代	実費	要予約 理容：第2・4金曜日、美容：第3月曜日
	医療処置用品	実費	馬油、フットケアシート、テープ、ガーゼ等
コピー	10円/枚	ご依頼を受け事務所コピー機で印刷を行った場合（サイズに関わらず）	

同意書 兼 依頼書

社会福祉法人 かきつばた福社会
短期入所生活介護へさか福寿苑

- I、個人情報使用について
- II、肖像権使用について
- III、看護職員と介護職員で協働する
医療的ケアについて
- IV、医薬品介助について

I、個人情報使用について

1、使用する目的

利用者のためのサービス計画作成に伴い、円滑にサービスを提供するため実施されるサービス担当者会議、及び、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合 ※（苑内にてブログ等の発信において）

2、使用する事業者の範囲

利用者及び利用者の家族等が希望された事業者に限る。

3、使用する期間

令和 年 月 日から 終了日まで

なお、この個人情報使用同意書の使用終了日については、短期入所生活介護施設重要事項説明書における8、(3)①②③による短期入所生活介護の終了により終了します。

4、条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の経過を記録しとくこと。

II、肖像権使用について

社会福祉法人かきつばた福祉会 短期入所生活介護へさか福寿苑の取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影いたしましたご利用者様の映像・写真を使用させていただく場合がございます。ご理解・ご協力をいただければ幸いです。

※その他の理由で使用する場合は、別途お知らせし、了解をいただくものとします。

私の肖像などを撮影した写真・映像を使用することを、理解して同意します。この同意により、私本人または第三者から、クレームなどの異議申し立てが一切なされないことを保証します。

- ・社会福祉法人かきつばた福祉会のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などに、使用させて頂くことがあります。

同意します ・ 一部同意します ・ 同意しません

III、看護職員と介護職員で協働する医療的ケアについて

当施設では厚生労働省の通知(平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局通知)を受け、利用者様に対する以下のケア行為における一部を嘱託医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

これからのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者の連携協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

看護職員と介護職員が協働して実施する下記のケアについて同意いたします。

- 口腔内(咽頭の手前まで)の痰の吸引
- 胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く)

IV、医薬品介助について

- ①患者が入院・入所して治療する必要がなく、容態が安定していること
②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
③内服薬について誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性等、当該医薬品の使用方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- 以上の3条件を満たしていることを確認しており、この条件を満たす場合には、介護職員による医薬品の使用介助ができる旨の説明を受けました。

それに伴い、

- 皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）
湿布の塗布
点眼薬の点眼
一包化された内服薬の内服（向精神薬・医療用麻薬の使用を含む）
肛門からの座薬挿入
鼻腔粘膜への薬剤噴霧

といった「原則として医行為ではない医薬品の介助」について貴施設に依頼し、介護職員により医薬品の使用介助が実施されることについて同意します。

※代理人及びご家族等から、ご本人処方でない薬の持ち込みは禁止致します。

年 月 日

【事業者】 住 所： 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号
事業者名：短期入所生活介護へさか福寿苑
代表者：管理者 尼崎 徹郎

【ご利用者】 氏 名 _____

【代理人】 氏 名 _____

署名代行理由： _____

高齢者の特徴に関する説明

御利用者氏名： _____ 様

説明担当者 _____

短期入所生活介護へさか福寿苑ではご利用者が快適な入居生活を送られますように安全な環境づくりに努めておりますが、ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により下記の危険性が伴う事を十分ご理解下さいますようお願いいたします。

(高齢者の特徴) (ご確認頂きましたら□にチェックをお願いします。)

- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離が出来やすい状態にあります
- 高齢者の血管はもろく軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります
- 筋力の衰えにより歩行時の転倒、ベットや車椅子からの転落などによる骨折・外傷頭蓋内損傷の恐れがあります
- 当施設は生活が主な場所であるため、ご本人の尊厳を重要視し原則的に拘束を行わないことにより自らの行動から転倒・転落による事故の可能性がります
- 加齢や認知症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の可能性が高い状態にあります※特に胃瘻対応の方は痰等で窒息の可能性もあります
- 高齢者の方は、環境の変化により精神状態が不安定になり症状が悪化することがあります
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により急変・急死される場合もあります
- ご本人の全身状態が急に悪化された場合、協力病院の指示により緊急に病院へ搬送する場合があります
- 終末期の看取り時期では別に様式をもうけ看取り加算と看取りプランへ変更します

以上、職員も十分に高齢者の特徴を理解しながら日頃のサービスに提供に努めていきたいと考えております。

ご家族様におかれましてもご理解のほどよろしくお願い致します。

なお、説明で不十分な点があれば遠慮なくお尋ね下さい。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は高齢者の特徴から予想される危険について上記の項目に基づいて説明担当者より説明を受けました。

_____ (続柄： _____)